

熊本県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定により熊本県資源管理方針（令和 2 年（2020 年）熊本県告示第 872 号の 2）の一部を次のように改正し、同条第 10 項において準用する同条第 6 項の規定により公表する。

令和 7 年（2025 年）7 月 1 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県において資源管理を行うための方針

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成 30 年（2018 年）の生産量で約 6.8 万トン、生産額は約 380 億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約 5.4 千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第 5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第 6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び熊本県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 熊本県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－10 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2－1 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」から「別紙2－20 まだこ熊本県海域」に、それぞれ定めるものとする。

附 則

この方針は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年（2021年）7月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年（2023年）3月17日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年（2024年）1月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和7年（2025年）1月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和7年（2025年）7月1日から施行する。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県まあじ知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 1 項に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

イ 小型まき網漁業（熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

ウ 敷き網漁業（規則第 4 条第 1 項第 11 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

エ 定置漁業（法第 60 条第 3 項に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

オ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を熊本県まあじ知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数（定置漁業においては、漁具の数））
中型まき網漁業	10
小型まき網漁業	11
敷き網漁業	22
定置漁業	2

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県まいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業

イ 小型まき網漁業

ウ 敷き網漁業

エ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を熊本県まいわし知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量 (単位 : 船舶の隻数)
中型まき網漁業	10
小型まき網漁業	11
敷き網漁業	22

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

ア 法第 152 条第 1 項の規定により置かれる日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業

イ 定置漁業

ウ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで陸揚げした日から 3 日以内

また、②に規定する期間中において 1 日の漁獲量が 100 キログラムを超えた場合は、漁獲量等の報告に加えて、別に定める方法により速報することとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 9 割については知事管理区分に配分し、残りは本県の留保枠とする。また、本県の留保枠の配分については、知事管理区分における資源管理の取組状況及び当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、天草不知火海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分するものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 法第 152 条第 1 項の規定により置かれる日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業

イ 定置漁業

ウ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から 3 日以内

また、②に規定する期間中において 1 日の漁獲量が 100 キログラムを超えた場合は、漁獲量等の報告に加えて、別に定める方法により速報することとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 9 割については知事管理区分に配分し、残りは本県の留保枠とする。また、本県の留保枠の配分については、知事管理区分における資源管理の取組状況及び当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、天草不知火海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分するものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1－5)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県するめいか知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 小型機船底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 2 項に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

イ 敷き網漁業

ウ 定置漁業

エ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を熊本県するめいか知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数（定置漁業においては、漁具の数））
小型機船底びき網漁業	60
敷き網漁業	22
定置漁業	2

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県まさば及びごまさば知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業

イ 小型まき網漁業

ウ 敷き網漁業

エ 定置漁業

オ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を熊本県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数（定置漁業においては、漁具の数））
中型まき網漁業	10
小型まき網漁業	11
敷き網漁業	22
定置漁業	2

(別紙 1－7)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県かたくちいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業

イ 小型まき網漁業

ウ 敷き網漁業

エ 定置漁業

オ 機船船びき網漁業

カ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を熊本県かたくちいわし知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数（定置漁業においては、漁具の数））
中型まき網漁業	10
小型まき網漁業	11
敷き網漁業	22
定置漁業	2
機船船びき網漁業	116

また、かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1－8)

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県うるめいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業

イ 小型まき網漁業

ウ 敷き網漁業

エ 定置漁業

オ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を熊本県うるめいわし知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数（定置漁業においては、漁具の数））
中型まき網漁業	10
小型まき網漁業	11
敷き網漁業	22
定置漁業	2

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2

(5) に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1－9)

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県まだい知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まだいの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 小型機船底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 2 項に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

イ 吾智網漁業

ウ 定置漁業

エ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を熊本県まだい知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数（定置漁業においては、漁具の数））
小型機船底びき網漁業	60
吾智網漁業	131
定置漁業	2

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1－10)

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県ぶり知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ もじゃこ漁業

ウ 上記以外で、熊本県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を熊本県ぶり知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:船舶の隻数(定置漁業においては、漁具の数))
定置漁業	2
もじゃこ漁業	75

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5)に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗(もじゃこ)について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

(別紙 2 - 1)

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和 14 年(2032 年)までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、この資源管理の方向性は国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2 - 2)

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和 14 年(2032 年)までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、この資源管理の方向性は国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

（別紙２－３）削除

ぶり（令和７年３月７日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙１－１０に規定。）

（別紙２－４）削除

まだい日本海西部・東シナ海系群（令和６年１１月２１日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙１－９に規定。）

(別紙 2 - 5)

第 1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2 - 6)

第 1 水産資源

たちうお日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 14 年(2032 年)までに、中位以上に回復することを目指す。なお、この資源管理の方向性は国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2 - 7)

第 1 水産資源

あさり熊本県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を令和 14 年(2032 年)までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2 - 8)

第 1 水産資源

いせえび熊本県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を令和 14 年(2032 年)までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2－9)

第 1 水産資源

いとより類熊本県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2－10)

第 1 水産資源

えそ類熊本県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を令和 14 年（2032 年）までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2-11)

第 1 水産資源

まがれい熊本県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2-12)

第 1 水産資源

かわはぎ熊本県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を令和 14 年（2032 年）までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2-13)

第 1 水産資源

きびなご熊本県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2-14)

第 1 水産資源

このしろ熊本県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を令和 14 年（2032 年）までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2-15)

第 1 水産資源

しらす熊本県海域（熊本県海域で漁獲されるいわし類のうち、体色が銀色のもの以外のもののことをいう。）

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を令和 14 年（2032 年）までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2-16)

第 1 水産資源

すずき熊本県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2-17)

第 1 水産資源

そうだがつお類（まるそうだ及びひらそうだ）熊本県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を令和 14 年（2032 年）までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2-18)

第 1 水産資源

はも熊本県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2-19)

第 1 水産資源

ひらあじ類熊本県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を令和 14 年(2032 年)までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 2-20)

第 1 水産資源

まだこ熊本県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を令和 14 年(2032 年)までに、中位以上に回復することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守する。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし